

丸亀市地震体験車利用についての取決め

(趣旨)

第1条 この取決めは、地震防災対策の学習及び訓練の一環として広く市民が地震の揺れを擬似体験することを目的として、香川県（以下「県」という）の所有する地震体験車を一般利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(申込み等)

第2条 地震体験車を利用しようとする団体の代表者（以下「申込者」という）は、危機管理課を通じ、原則として利用希望日の1カ月前までに、地震体験車利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という）を提出しなければならない。

2 申込みの要件としては、市の共催又は支援を受けた地震に関する防災知識普及のためのイベント（例 地区コミュニティ・教育機関が主催する防災訓練等）とし、その他同規模の防災訓練を含めるものとする。なお、同規模の防災訓練とは、小学生以上が100名以上参加予定の訓練とする。

3 危機管理課長は、第1項の申込みがあったときは、内容を確認の上、貸出しの可否を申込者に通知する。

(地震体験車の利用等)

第3条 地震体験車の起震装置の操作は、県の地震体験車操作員として登録のある職員（以下「操作員」という。）が行うものとし、地震体験車に搭載する器材の設置、使用及び片付けは、地震体験車を利用する者（以下「利用者」という。）も協力するものとする。

2 利用者は、事故防止のため小学生以上とする。また、利用にあたっては、別に定める注意事項を遵守しなければならない。

3 地震体験車の利用に係る費用は市が負担し、利用者の負担は要しない。

(連絡担当者及び昇降補助者)

第4条 申込者は、揺れ体験の実施内容の確認や変更、雨天による中止等の連絡を行うための連絡担当者及び揺れ体験中の体験室への昇降補助と安全確認のための昇降補助員を2名以上決定の上、第2条第1項の規定による申込みの際に危機管理課長に届け出るものとし、地震体験車を利用するときは、当該昇降補助員を配置しなければならない。

2 操作員が一時的に地震体験車を離れる際は、昇降補助員が体験者に対して揺れ体験を休止する旨を周知し、体験者等が地震体験車に触れ、又は乗り込むことがないように安全管理を行わなければならない。

(揺れ体験の事前確認)

第5条 連絡担当者及び昇降補助員は、揺れ体験の実施前に、操作員と安全確認についての打ち合わせをしなければならない。

(揺れ体験の中止)

第6条 利用者は、原則として雨や雪、強風などの悪天候時には、体験者の安全確保や起震装置の故障防止のため揺れ体験を中止するものとする。また、危機管理課又は操作員が悪天候と判断する場合は、当日であっても危機管理課又は操作員から連絡担当者に対して中止の連絡を行う。

2 その他、利用者側の都合により揺れ体験を中止する場合は、前日（前日が土日祝日の場

合は、その直前の平日)までに、危機管理課に連絡しなければならない。

(事故に対する賠償責任等)

第7条 地震体験車の利用中に生じた事故により発生した傷害に対する賠償責任は、全て利用者が負う。

2 利用者は、地震体験車の利用中に生じた事故について、直ちに危機管理課に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(その他)

第8条 この取り決めに定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この取決めは、平成28年4月1日から施行する。